

## 北秋田市公式ウェブサイト広告表現基準

平成 25 年 3 月 1 日総務部総合政策課

この基準は、北秋田市公式ウェブサイト広告掲載要領（以下「要領」という。）の「10. その他」に基づき、運用に関する基準として定めるものです。

### 1 広告の表現について

市ウェブサイトへ広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、要領に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティ、アクセシビリティを保持するため、次に定める事項を遵守してください。

#### (1) 禁止する表現

- ①「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- ②アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- ③ラジオボタン・チェックボックス（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- ④テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- ⑤プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

#### (2) 画像の点滅、切り替わり、ポップアップ等

アニメーション GIF 等を使用した画像の点滅、切り替わり、ロールオーバー、ポップアップによる広告などは、利用者の誤解を招き不快感を与えるおそれや、ページデザイン及びアクセシビリティ保持を著しく損なうおそれがあるため、禁止とします。

#### (3) 市公式ウェブサイトとの差別化

閲覧者が市ウェブサイトコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が北秋田市の事業であると錯誤するおそれのある表現は使用しないでください。

#### (4) 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮してください。

また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしてください。

#### (5) その他注意事項

- ・ 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること。
- ・ 市ウェブサイトの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと。
- ・ 市ウェブサイトの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと。